

第十七條 創立委員ハ組合設立完成ノ上解任スルモノトス

第十八條 前條ノ場合ニ於ケル財産處分方法ハ委員會ノ決議ヲ以テ之レヲ定ム

第九章 附 則

第十九條 事務執行上別ニ細則ヲ制定スル事アルヘシ

本規程ハ大正九年十二月三日ヨリ實施シ創立委員ハ堅ク遵守スルモノトス

日本海員組合創立實行委員ハ本規定ヲ尊重シ違背セサル事ヲ約ス

以下連名捺印

十二月八日創立實行委員岩崎勝三郎氏より辭任届出ありたり(理由元來私は國家海運の爲め眞に實力ある海員團體の成立されん事は十數年來の宿望でありまして今國諸士の御努力で漸く其の曙光を認め得た事を喜び且つ祝福致します而して思ひますのは眞實に是れを希望し之れに従事しようとする者は絶対に自己の功名及び利害の打算から離脱した衷心よりの誠意を基とする事を心掛けねばなりませぬ之れ則ち大團體組織の成功を期する眞の努力だと信じます然るに先日神戸美術俱樂部で何の價値のない私を創立委員の御仲間にも御指名されました事は誠に名譽だと存じます然し半會員なら死も角創立中は重要な法的最高機關である委員會の内に私の名前が存する爲に萬一世間から此の會合が誤解でも請けた爲に此の成立を遅延せしむる様な事でも有りましては私から申しますと名譽を欲せんが爲に數年來希望の目的を犧牲とする譯で此の處は自他共に大に考慮を要する處だと存じます

因に按じますのも識者から見れば何んでもありませんが從來私の經歷から見ると一部の人にはどうしても誤解され安い點がある様にも思はれるし會成立の爲め利益で無いと感じますから此度は右委員たる事を辭退致しますから不意御承知を願ひます爲に此の處に御届して置きます

大正九年十二月八日

委員の御指名を受けたる

岩崎勝三郎

日本海員組合創立委員會御中

十二月十七日第一回創立實行委員會開催の爲め委員召集に關する案内狀を發送せり

十二月十八日第一回創立實行委員會開催す

出席者 醍醐 資祐 山下鷹次郎 松元 徳三 福森庄太郎 北野 勇吉

三和 國章 宮崎 敬馬 溝口 傳

の八氏にして龜井副委員長議長席に就き午後一時開會創立事務所設置起草案修正等に關し種々協議を重ね最後に岩崎勝三郎氏の辭任届の件に付き協議あり同氏に對しては福森庄太郎、山下鷹次郎、北野勇吉の三氏に委任し閉會後同氏を訪問留任の勸告する事となし午後五時開會後三名相携へて岩崎氏を訪問留任の勸告を試みたるも是非半會員として努力したしの堅き御辭退なりし故實行委員會は同氏の辭任を承認する事に決す